第78回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 **平成30年６月28日（木曜日）　午前10時**

開催場所 **東京都千代田区神田神保町二丁目4番地**
当社９階大会議室

目　次

招集ご通知…… 01

株主総会参考書類
第１号議案　定款一部変更の件 …… 03
第２号議案　取締役10名選任の件 …… 04
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 10
第４号議案　補欠監査役１名選任の件 … 11
第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件 …… 12

(添付書類)
事業報告…… 13
連結計算書類…… 30
計算書類…… 33
監査報告書…… 36
インターネットによる議決権行使のご案内… 39

太平電業株式会社

証券コード：1968

証券コード：1968
平成30年６月12日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町二丁目４番地
太 平 電 業 株 式 会 社
代表取締役
社長執行役員　野　尻　　穣

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年６月27日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

39頁から40頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地
当社９階大会議室
（満席となった場合は、第２会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

報告事項
(1) 第78期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第78期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.taihei-dengyo.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載の上記書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.taihei-dengyo.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役の増員により、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営体制の一層の強化および充実を図ることを目的として、現行定款第19条の取締役の員数を「11名以内」から「13名以内」に変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条 〜　（省　略） 第18条	第１条 〜　（現行どおり） 第18条
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、11名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、13名以内とする。
第20条 〜　（省　略） 第45条	第20条 〜　（現行どおり） 第45条

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の健全性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、新たに独立性の高い社外取締役１名を増員し、社外取締役３名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

● 生年月日
昭和34年１月29日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
12,500株

候補者番号 1　野尻（のじり）　穣（じょう）　再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年３月	当社入社
平成19年７月	当社補修部長
平成20年４月	当社執行役員補修部長
平成21年６月	当社上席執行役員工事本部副本部長兼補修部長
平成24年４月	当社上席執行役員工事本部長
平成24年６月	当社取締役上席執行役員工事本部長
平成25年４月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由
野尻穣氏は、上記略歴等のとおり、豊富な経験を有しており、当社グループの重要な経営課題に対して、迅速・果敢に取り組み、成果を収める識見と指導力を備えており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

● 生年月日
昭和28年９月22日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
17,200株

候補者番号 2

青木（あおき） 豊（ゆたか）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年２月	当社入社
平成11年８月	当社名古屋支店技術部長
平成19年６月	当社執行役員名古屋支店長
平成20年６月	当社取締役名古屋支店長
平成21年６月	当社取締役上席執行役員工事本部長
平成23年４月	当社取締役上席執行役員営業本部長
平成25年４月	当社取締役上席執行役員大阪支店長
平成26年６月	当社取締役専務執行役員営業本部長
平成27年４月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼電力推進プロジェクト部長
平成29年４月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼電力推進部担当（現在）

取締役候補者とした理由
青木豊氏は、上記略歴等のとおり、技術部門、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

● 生年月日
昭和29年８月12日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
27,500株

候補者番号 3

関根（せきね） 正一（しょういち）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年３月	当社入社
平成11年７月	当社電気工事部長
平成17年７月	当社執行役員補修部長
平成20年６月	当社取締役工事副統括兼泊３号機建設所長
平成21年６月	当社取締役上席執行役員営業本部長
平成22年４月	当社取締役上席執行役員技術本部長
平成23年４月	当社取締役上席執行役員技術本部長兼海外戦略室長
平成25年４月	当社取締役常務執行役員社長補佐
平成26年６月	当社取締役常務執行役員海外推進本部長
平成29年４月	当社取締役常務執行役員技術本部長（現在）

取締役候補者とした理由
関根正一氏は、上記略歴等のとおり、技術部門、工事部門および海外部門等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

● 生年月日
昭和31年１月12日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
7,600株

候補者番号 4

木本（きもと） 利宗（としむね）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年３月	当社入社
平成18年４月	当社徳山７Ｂ建設所長
平成19年10月	当社大阪支店技術部長
平成20年１月	当社大阪支店次長兼技術部長
平成23年４月	当社執行役員名古屋支店長
平成25年４月	当社上席執行役員名古屋支店長
平成25年６月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長
平成26年６月	当社取締役上席執行役員大阪支店長
平成29年４月	当社取締役上席執行役員西日本統括
平成29年６月	当社取締役常務執行役員西日本統括（現在）

取締役候補者とした理由
木本利宗氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

● 生年月日
昭和30年９月３日生

● 取締役会への出席状況
13回／14回

● 所有する当社の株式の数
8,800株

候補者番号 5

竹下（たけした） 康司（やすし）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年３月	当社入社
平成16年９月	当社建設部次長
平成17年３月	当社川崎火力建設所長
平成21年６月	当社執行役員建設部長
平成24年４月	当社工事本部副本部長兼建設部長
平成25年４月	当社上席執行役員工事本部長
平成25年６月	当社取締役上席執行役員工事本部長
平成29年６月	当社取締役常務執行役員工事本部長
平成30年４月	当社取締役常務執行役員工事本部長兼東日本統括（現在）

取締役候補者とした理由
竹下康司氏は、上記略歴等のとおり、主として工事部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

● 生年月日
昭和33年３月５日生

● 取締役会への出席状況
13回／14回

● 所有する当社の株式の数
19,050株

候補者番号 6

鶴長　徹（つるなが　とおる）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年４月	当社入社
平成３年10月	当社豊洲事業所（新東京火力）解体撤去工事建設所長
平成８年９月	当社フィリピンバタンガスＢＡＰＥ土木建築工事建設所長
平成17年１月	TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION（PHIL.）,INC.取締役上席副社長
平成20年４月	当社第二営業部長
平成21年６月	当社執行役員営業本部副本部長兼第二営業部長
平成25年４月	当社執行役員中国支店長
平成26年６月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長
平成29年４月	当社取締役上席執行役員東日本統括
平成30年３月	㈱日本機械製作所代表取締役社長（現在）
平成30年４月	当社取締役上席執行役員社長付特命事項担当（現在）

取締役候補者とした理由
鶴長徹氏は、上記略歴等のとおり、海外部門、営業部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

● 生年月日
昭和38年５月15日生

● 取締役会への出席状況
10回／10回

● 所有する当社の株式の数
4,800株

候補者番号 7

日下　慎也（くさか　しんや）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年３月	当社入社
平成19年７月	当社名古屋支店営業部長
平成20年７月	当社経理部次長
平成22年４月	当社経理部長
平成26年10月	当社執行役員経理部長
平成29年４月	当社執行役員総務管理本部副本部長
平成29年６月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
平成30年４月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長兼経理部長（現在）

取締役候補者とした理由
日下慎也氏は、上記略歴等のとおり、主として財務部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 8

水口　義久（みなくち　よしひさ）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年４月	山梨大学工学部教授
平成15年４月	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
平成25年４月	山梨大学名誉教授（現在）
平成27年６月	当社社外取締役（現在）

● 生年月日
昭和22年６月５日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由
水口義久氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また機械工学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 9

弓場　法（ゆばあきら）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成３年３月	公認会計士登録
平成４年１月	弓場公認会計士事務所開設
平成15年６月	税理士登録
	弓場法税理士事務所開設
平成27年２月	日置電機㈱社外監査役（現在）
平成27年６月	当社社外取締役（現在）

● 生年月日
昭和31年３月13日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由
弓場法氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 10

加藤 祐司（かとう ゆうじ）

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年４月	弁護士登録
平成15年７月	加藤祐司法律事務所開設
平成24年６月	当社社外監査役
平成28年６月	当社社外監査役退任

● 生年月日
昭和27年９月23日生

● 所有する当社の株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由
加藤祐司氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 日下慎也氏は平成29年６月の就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。
3. 水口義久、弓場法、加藤祐司の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 水口義久、弓場法の両氏の社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって３年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は現行定款第29条において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外取締役候補者である水口義久、弓場法、加藤祐司の各氏との間で社外取締役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役飯島征則氏が任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

● 生年月日
昭和20年４月20日生

● 所有する当社の株式の数
0株

おお　むら　　ひろし
大村　廣

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和47年９月	公認会計士登録
昭和63年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
平成22年６月	有限責任監査法人トーマツ退所
	日本投資者保護基金運営審議会委員（現在）
平成22年７月	大村廣公認会計士事務所開設
平成22年11月	日本公認会計士協会本部事務局自主規制・業務本部長
平成26年８月	日本公認会計士協会本部事務局自主規制・業務本部長退任
平成27年９月	金融庁契約監視委員会委員（現在）

社外監査役候補者とした理由

大村廣氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 大村廣氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である大村廣氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現社外監査役である和田一郎氏および第３号議案をご承認いただくことを条件に社外監査役に就任予定の大村廣氏の補欠の社外監査役候補者として、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

● 生年月日
昭和29年５月８日生

● 所有する当社の株式の数
0株

山田（やまだ）　攝子（せつこ）

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和56年４月	弁護士登録
	山田法律事務所（現山田・合谷・鈴木法律事務所）入所
平成19年10月	国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員（現在）
平成21年３月	中野冷機㈱社外監査役（現在）
平成22年４月	山田・合谷・鈴木法律事務所退所
	山田法律事務所開設
	東京簡易裁判所民事調停委員（現在）
平成24年４月	東京都収用委員会委員（現在）
平成25年10月	文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現在）
平成27年３月	国土交通省運輸審議会委員（現在）

補欠の社外監査役候補者とした理由

山田攝子氏は、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である山田攝子氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年６月26日開催の第75回定時株主総会において年額３億３千万円以内（うち社外取締役分は年額２千万円以内）と決議いただいており、また、当社の監査役の報酬額は、平成18年６月29日開催の第66回定時株主総会において年額４千５百万円以内と決議いただき今日にいたっております。

今後の取締役の報酬額につきましては、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役について13名以内に増員されること、また第２号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役が１名増員されることにより、これまでの支給実績および取締役の員数等を総合的に勘案し、取締役の報酬額を年額４億円以内（うち社外取締役分は年額４千万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は10名（うち社外取締役３名）となります。

また、今後の監査役の報酬額につきましては、経営環境の変化や経済情勢の変動により、今後の監査役の責務がより重大となると考えられること等を勘案し、監査役の報酬額を年額５千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は４名（うち社外監査役２名）でありますが、本定時株主総会終了後も変更はございません。

以　上

(添付書類)

事業報告 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日本銀行による経済・金融政策の効果を背景に、企業業績や雇用・所得環境が堅調に推移し、緩やかな景気回復基調が続きました。世界経済においても、政治・経済動向に関する不確実性の高まりに留意する必要があるものの、欧米やアジア地域の景気は緩やかに回復しました。

当社グループの主力事業である電力業界におきましては、電力小売全面自由化に加えガス小売全面自由化が開始されたことにより、電力の販売競争が激しさを増しコスト削減が求められるなか、引き続き電力の安定供給に努めております。また、原子力発電所の再稼働に向け継続して新規制基準の適合性審査に対応するとともに、より高い安全性確保に取り組んでおります。

このような事業環境のもと、当社グループは昨年11月に創立70周年を迎え、事業環境の変化に対応した戦略的受注の推進、国内外の拠点維持・拡大、株式会社日本機械製作所の子会社化による施工体制の強化、O&M事業への新規参入、自社の発電所保有の計画着手等に取り組みました。さらに人的資源の有効活用を目的とした適正配置、関係法令遵守と内部統制の強化、安全で品質の高い施工に全社を挙げて取り組みました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高1,170億５千１百万円（前年同期比41.8%増)、売上高813億９千３百万円（前年同期比2.3%増)、うち海外工事は25億５千９百万円となりました。利益面につきましては、当社グループを取り巻く厳しい経営環境のなか、徹底した工事原価管理を行いましたが、一部の大型建設工事の費用が増加したことにより、営業利益35億６千３百万円（前年同期比45.6%減)、経常利益34億２千２百万円（前年同期比47.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益22億８千７百万円（前年同期比47.5%減）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、平成30年２月９日開催の取締役会において、長期安定的な利益還元を基本とする剰余金の配当方針に則り、前連結会計年度普通配当と同様の１株につき60円（株式併合前30円）と決定いたしました。

なお、部門別の業績は次のとおりとなります。

建設工事部門

受注高は、環境保全設備工事が減少したものの、事業用および自家用火力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、543億９千９百万円（前年同期比113.4％増、構成比46.5％）となりました。

売上高は、事業用火力発電設備工事および製鉄関連設備工事が減少したことにより、部門全体として減少し、232億４千８百万円（前年同期比6.6％減、構成比28.6％）となり、損益については一部の大型工事の費用が増加したことにより、10億６千万円の損失となりました。

補修工事部門

受注高は、事業用火力発電設備工事、製鉄関連設備工事および環境保全設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、626億５千２百万円（前年同期比9.8％増、構成比53.5％）となりました。

売上高は、自家用火力発電設備工事が減少したものの、原子力発電設備工事および環境保全設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、581億４千４百万円（前年同期比6.4％増、構成比71.4％）となり、利益は76億７百万円となりました。

部門別の受注高、売上高及び繰越高

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
建設工事	19,868	54,399	23,248	51,018
補修工事	24,793	62,652	58,144	29,300
合計	**44,661**	**117,051**	**81,393**	**80,319**
国内	38,882	109,764	78,834	69,813
海外	5,778	7,286	2,559	10,506

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 建設工事は、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付・改造・解体工事ほかを行っております。
3. 補修工事は、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における定期点検・日常保守・修繕維持ほかを行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額33億１千７百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、土地（広島県広島市）の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては株式会社日本機械製作所の株式取得資金調達のため、短期借入金14億２千２百万円の借入を実行しております。

なお、貸出コミットメントライン契約に基づく借入枠は100億円であり、ひろしま西風新都木質バイオマス発電事業に係る資金調達のため、長期借入金として16億円の借入を実行しており、当連結会計年度末における借入未実行残高は、84億円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の通商問題などの政治情勢や金融資本市場の変動による不確実性があるものの、企業収益の改善、生産性向上を背景とした設備投資の回復基調や東京五輪関連のインフラ建設需要の本格化により、景気の緩やかな回復基調は続くと見込まれます。

当社グループの主力事業である電力業界は、エネルギーのベストミックスによる電力安定供給や、原子力発電所の再稼働に向けた継続的・自主的な安全性向上に取り組み、信頼回復を目指しております。また、電力やガスなどの業界の垣根を越えた異業種企業との連携が行われるなど、国内エネルギー市場全体の競争激化の影響が懸念されております。

次期連結会計年度においては、当社グループは、昨年４月よりスタートした「中期経営計画（平成29年度～平成31年度)」の基本方針である「企業基盤の継続整備と展開」、「収益基盤の確保と一貫体制の構築」に則り、O&M事業へ積極的に参入拡大するための人材育成、受注環境に左右されない効率的な施工体制の整備、「設計、製作、建設、運転、保守、補修、解体」の一貫体制の構築により、産業界の変革に対応し新たな企業価値の向上に邁進してまいります。また、国内エネルギー市場全体の競争激化を乗り越えるため、豊富な知識と高い技能・技術を持って電力業界のみにとどまらない各種建設工事の戦略的受注の推進、新技術を活用した安全・品質を最優先とする工事施工に努めてまいります。さらに、初の自社保有の発電所となる西風新都バイオマス発電所（広島県広島市）の建設工事が本年４月から着工となり、地域発展に寄与するとともに、安全・環境などに配慮しながら来年11月の運転開始を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第75期 (平成26年度)	第76期 (平成27年度)	第77期 (平成28年度)	第78期 (当連結会計年度)
受　　注　　高	74,882	78,022	82,560	117,051
売　　上　　高	77,441	82,306	79,528	81,393
経　　常　　利　　益	5,011	5,305	6,520	3,422
親会社株主に帰属する当　期　純　利　益	2,963	3,361	4,358	2,287
1株当たり当期純利益(円)	78.49	88.65	116.68	122.55
総　　資　　産	84,215	82,747	90,597	94,777
純　　資　　産	56,722	58,593	60,800	62,199

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。
3. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会　　社　　名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 機 械 製 作 所	50	100	建設業(発電設備等の機器の据付施工)
新 東 洋 ロ ー ル 株 式 会 社	50	100	製紙機械・食品加工機械・建設機械の製造販売
不 二 機 工 株 式 会 社	10	100	建設業(機械器具の据付施工)
豊 楽 興 産 株 式 会 社	10	100	発電設備に付帯するバルブ･継手等の製造販売
TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.	14百万ペソ	100	発電設備等の施工および鋼構造物の製作(フィリピン)
株 式 会 社 古 田 工 業 所	20	62.5	建設業(発電設備等の溶接施工)
富 士 ア イ テ ッ ク 株 式 会 社	80	45	建設業(発電設備等の保温・保冷および塗装施工)
☆ 東 京 動 力 株 式 会 社	80	31.3	建設業(発電設備等の機器の据付施工)

(注) 1. ☆印は持分法適用会社であります。
2. 平成30年3月30日付で株式会社日本機械製作所の株式を取得し、子会社といたしました。
3. 新東洋ロール株式会社は平成30年3月31日付で解散し、清算手続中であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは建設業法により国土交通大臣の許可を受け、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付工事・改造工事・解体工事・定期点検・日常保守・修繕維持ならびにこれらに関連する事業を展開しております。

当社許可番号　①（特－27）第3967号　許可年月日　平成27年4月25日
②（般－27）第3967号　許可年月日　平成27年4月25日
③（特－28）第3967号　許可年月日　平成28年9月12日

(8) 主要な事業所

❶ 当　　社

本　　社	東京都千代田区神田神保町二丁目４番地
支　　店	北海道支店（北海道札幌市）
	東 北 支 店（宮城県仙台市）
	東 京 支 店（東京都千代田区）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）
	若 狭 支 店（福井県敦賀市）
	大 阪 支 店（大阪府大阪市）
	中 国 支 店（広島県広島市）
	九 州 支 店（福岡県北九州市）

❷ 子 会 社

(国　内)	株式会社日本機械製作所	本社（愛知県名古屋市）
	新東洋ロール株式会社	本社（東京都千代田区）
	不 二 機 工 株 式 会 社	本社（広島県福山市）
	豊 楽 興 産 株 式 会 社	本社（埼玉県久喜市）
	株 式 会 社 古 田 工 業 所	本社（埼玉県久喜市）
	富士アイテック株式会社	本社（東京都千代田区）
(海　外)	TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION（PHIL.）,INC.	本社（フィリピン）

❸ 関連会社

東 京 動 力 株 式 会 社	本社（神奈川県横浜市）

(9) 従業員の状況

区　　分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男　　性	1,780名	180名増	39.9歳	14.8年
女　　性	172名	21名増	38.4歳	10.8年
計	1,952名	201名増	39.8歳	14.4年

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,613百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	1,600百万円
岡　崎　信　用　金　庫	106百万円

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする２社の協調融資によるものであります。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 69,479,500株

(2) 発行済株式の総数 20,341,980株

(3) 株　主　数 2,836名

(4) 大　株　主（上位10名）

株　主　名	持　株　数 (千株)	持　株　比　率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,139	5.98
第一生命保険株式会社	982	5.16
太平電業社員持株会	893	4.69
西華産業株式会社	753	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	706	3.71
株式会社三井住友銀行	696	3.65
株式会社光通信	666	3.50
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	552	2.90
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE NVI01	462	2.43
日機装株式会社	381	2.00

(注) 1. 持株比率は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の導入において設定した、野村信託銀行株式会社（太平電業社員持株会信託口）所有の当社株式280,000株および「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当社株式60,500株を除く自己株式（1,294,054株）を控除して計算しております。なお、自己株式は上記大株主から除いております。

2. 平成29年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合をもって株式併合を実施しております。

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

❶ 当社は、平成26年６月13日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の導入を決議いたしました。

なお、当連結会計年度末において、野村信託銀行株式会社（太平電業社員持株会信託口）が所有する当社株式数は280,000株であります。

❷ 当社は、平成29年６月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。

なお、当連結会計年度末において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式数は60,500株であります。

❸ 当社は平成29年５月12日開催の取締役会の決議により、平成29年10月１日付で単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、平成29年６月29日開催の第77回定時株主総会の決議により、平成29年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合をもって株式併合を実施しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野尻 穣	
取締役専務執行役員	青木 豊	営業本部長兼電力推進部担当
取締役常務執行役員	関根 正一	技術本部長
取締役常務執行役員	木本 利宗	西日本統括
取締役常務執行役員	竹下 康司	工事本部長
取締役上席執行役員	鶴長 徹	東日本統括　株式会社日本機械製作所 代表取締役社長
取締役上席執行役員	日下 慎也	総務管理本部長
取締役	水口 義久	山梨大学名誉教授
取締役	弓場 法	公認会計士　日置電機株式会社 社外監査役
常勤監査役	光富 勉	
常勤監査役	小笠原 広己	
監査役	飯島 征則	公認会計士
監査役	和田 一郎	弁護士

(注) 1. 取締役水口義久、弓場法の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役水口義久、弓場法の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 社外取締役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役飯島征則、和田一郎の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。当社は、監査役飯島征則、和田一郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 監査役飯島征則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役和田一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. その他の執行役員は次のとおりであります(平成30年４月１日現在)。

地位	氏名
執行役員	竹田 裕治、益田 智徳、池邊 孝久、大関 克彦、山内 勝則、伊藤 浩明、片柳 時雄、杉原 和忠、高橋 秀明、近嵐 弘樹、牧田 良二、岡本 真吾、栗山 博美

(2) 事業年度中の取締役及び監査役の異動

❶ 新任取締役及び新任監査役

取締役日下慎也氏および監査役光富勉、小笠原広己の両氏は平成29年６月29日開催の第77回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

❷ 退任取締役及び退任監査役

取締役光富勉氏および監査役杉延千賀年氏は任期満了により、監査役猪股正憲氏は辞任により、平成29年６月29日に退任いたしました。

（ご参考）決算日後の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
竹　下　康　司	取締役 常務執行役員 工事本部長兼 東日本統括	取締役 常務執行役員 工事本部長	平成30年４月１日
鶴　長　　徹	取締役 上席執行役員 社長付特命事項担当	取締役 上席執行役員 東日本統括	平成30年４月１日
日　下　慎　也	取締役 上席執行役員 総務管理本部長兼 経理部長	取締役 上席執行役員 総務管理本部長	平成30年４月１日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 数	支　給　額
取　締　役	10名	299百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(12百万円)
監　査　役	6名	42百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(9百万円)
合　　計	16名	342百万円

(注) 1. 当事業年度末日における在籍人員は、取締役９名、監査役４名でありますが、上記支給額には、平成29年６月29日付をもって退任した取締役１名および監査役２名を含んでおります。
2. 支給額の中には、当事業年度に係る役員賞与総額96百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第75回定時株主総会において年額330百万円以内(うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与除く)と決議いただいております。また別枠で、取締役(社外取締役を除く)について、平成29年６月29日開催の第77回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、３事業年度を対象として、合計200百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第66回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額の中には、取締役(退任した取締役および社外取締役を除く)７名に対して、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額33百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	水　口　義　久	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に機械工学分野の研究者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取　締　役	弓　場　　法	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監　査　役	飯　島　征　則	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監　査　役	和　田　一　郎	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

❶ 当事業年度に係る報酬等の額　43百万円

❷ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　43百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

❶ 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。

❷ 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。

❸ 社長室経営企画課が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言・勧告をする。

❹ 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはそのおそれのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。

❺ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

❶ 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。

❷ 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

❶ リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が、有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。

❷ 経営リスクが生じた場合に備え、「リスク管理規程」、「危機管理パンフレット」等に基づき、経営リスクに対する予防ならびに発生時の迅速な対応ならびに体制を敷く。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

❶ 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行う。
❷ 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会ならびに経営会議を定期的に開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
❸ 執行役員制度を拡充し、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
❹ 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限、業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

(5) 当社及びグループ会社（子会社・関連会社）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

❶ 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
❷ 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
❸ 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
❹ 当社は、年に一回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
❺ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
❻ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP)」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
❼ 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
❽ 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年一回の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

❶ 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。

❷ 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

❶ 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

❷ 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。

❸ 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。

❹ 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

❶ 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。

❷ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

❸ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

(1) 内部統制システム全般

社長室経営企画課が「内部監査規程」ならびに年度監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務活動全般が会社方針や事業計画に沿って、適正かつ適法に業務執行されているか内部監査を実施し、必要により業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに、監査結果は都度、社長へ報告を行っております。平成29年度は、当社グループにおいて5箇所の監査を実施しております。また、経理部が主体となって監査役、社長室経営企画課、業務部と連携し、内部統制システムが正常に機能しているか継続的に監視・評価・是正するためモニタリングを実施し、会計監査人へ報告を行っております。平成29年度は、当社グループにおいて6箇所のモニタリングを実施しております。

(2) コンプライアンス体制

❶ 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を社員必携の「社員手帳」や社内ポスターに掲載し、周知徹底を図っております。

❷ 社長を委員長とする法令遵守委員会を毎月1回開催し、関連法令についての理解を深めるとともに、関連法令に関する重要事項について審議、検討を行っております。また、社長室経営企画課および分掌箇所が計画に基づき事業所をはじめ各現場をパトロールし、コンプライアンス上の観点から業務執行に不備や不具合がないか確認し、その推進に努めております。

❸ 内部通報制度の窓口（ヘルプライン）に寄せられた相談については、「ヘルプライン運営規程」に基づき、適切な対応を実施しております。

(3) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から毎月定期報告を受けているほか、年１回決算報告会を開催し、事業活動の状況報告やグループにおける課題について検討するなど、グループ間の円滑な意思の疎通を図りつつ、業務の効率化と情報共有に努めております。

(4) 取締役の職務執行

❶「取締役会」を14回、「執行役員会」を8回それぞれ開催し、各取締役は担当分野について業務執行状況を報告しております。

❷ 取締役会規則に定める上程基準に則って、議案を絞って付議し、「取締役会」の実効性を高めております。

❸ 社外取締役、監査役会が「取締役会」の構成、運営、意思決定のプロセス等について評価を行い、「取締役会」全体が適切に機能しているか検証しております。

(5) リスク管理体制

❶ 個別のリスクについては、社内の担当部署が規程や要領に基づき、適宜適切に対応しております。

❷ 全社的なリスク管理については、事業環境に照らし、リスクを洗い出し、その基本的な対応をまとめた「危機管理パンフレット」、「危機行動 従業員のポケットマニュアル」、「危機行動チェックリスト」を策定し、全社に水平展開しております。

❸ 事業を取り巻く各種リスクに的確に対応できるよう、機能・権限の見直し、支店機能の拡充、専門部署の創設、適切な人員配置などにより組織力の強化を図っております。

(6) 監査役の職務執行

❶ 監査役は、「取締役会」のほか「予算会議」、「経営会議」、「法令遵守委員会」等の社内の重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況や取締役の職務執行について監視、検証をしております。

❷ 監査役と会計監査人との間で定期および随時に報告、協議が行われているほか、監査役と社外取締役との間で定期および随時に意見・情報を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。

❸ 管理部門の使用人を、監査役職務を補助する監査役スタッフとして任命（兼職）し、監査役の職務執行が円滑に遂行できる体制にしております。平成29年度は、経理部および総務部から監査役補助使用人をそれぞれ任命（兼職）し、監査役から指示された職務を執行しております。

❹ 監査役は、「監査役監査基準」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社から定期および随時に報告を受け監視、検証しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけ、経営基盤の強化ならびに堅固な財務体質の構築を目指しております。剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、純資産配当率、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。

内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大・事業展開に向けた研究開発および建設用機械設備等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度普通配当と同様の１株につき60円（株式併合前30円）の配当を実施いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**65,657**
現金預金	17,991
受取手形・完成工事未収入金	33,084
電子記録債権	2,887
未成工事支出金	10,482
材料貯蔵品	29
短期貸付金	0
繰延税金資産	687
その他	494
固定資産	**29,119**
有形固定資産	**16,607**
建物・構築物	6,684
機械・運搬具	1,361
工具器具・備品	147
土地	7,376
リース資産	114
建設仮勘定	923
無形固定資産	**444**
借地権	37
リース資産	138
のれん	121
その他	145
投資その他の資産	**12,068**
投資有価証券	8,386
事業保険料	1,377
繰延税金資産	275
賃貸不動産	363
長期性預金	1,318
その他	440
貸倒引当金	△ 93
資産合計	**94,777**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**23,932**
支払手形・工事未払金	6,994
電子記録債務	7,234
短期借入金	1,422
一年内償還予定の社債	400
一年内返済予定長期借入金	99
リース債務	106
未払法人税等	760
未成工事受入金	2,762
賞与引当金	955
役員賞与引当金	127
完成工事補償引当金	47
工事損失引当金	733
設備関係電子記録債務	171
その他	2,118
固定負債	**8,645**
社債	2,200
長期借入金	1,934
リース債務	146
退職給付に係る負債	3,892
役員株式給付引当金	33
役員退職慰労引当金	96
その他	342
負債合計	**32,577**
(純資産の部)	
株主資本	**59,839**
資本金	**4,000**
資本剰余金	**4,888**
利益剰余金	**53,526**
自己株式	**△ 2,575**
その他の包括利益累計額	**1,691**
その他有価証券評価差額金	**2,804**
為替換算調整勘定	**△ 143**
退職給付に係る調整累計額	**△ 969**
非支配株主持分	**668**
純資産合計	**62,199**
負債純資産合計	**94,777**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**81,393**
売上原価		**70,224**
売上総利益		**11,169**
販売費及び一般管理費		**7,605**
営業利益		**3,563**
営業外収益		
受取利息配当金	181	
持分法による投資利益	100	
固定資産賃貸料	174	
その他	230	687
営業外費用		
支払利息	7	
為替差損	198	
固定資産賃貸費用	84	
固定資産除却損	60	
借入手数料	336	
その他	141	829
経常利益		**3,422**
特別利益		
固定資産売却益	77	
投資有価証券売却益	383	
ゴルフ会員権償還益	1	
関係会社整理損失引当金戻入額	130	
その他	9	601
特別損失		
固定資産除却損	162	
固定資産売却損	21	
ゴルフ会員権評価損	0	184
税金等調整前当期純利益		**3,839**
法人税、住民税及び事業税	1,736	
法人税等調整額	△ 210	1,526
当期純利益		**2,313**
非支配株主に帰属する当期純利益		**25**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,287**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	**4,000**	**4,799**	**52,757**	**△ 2,600**	**58,956**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,519		**△ 1,519**
親会社株主に帰属する当期純利益			2,287		**2,287**
自己株式の取得				△ 189	**△ 189**
自己株式の処分		89		214	**303**
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	**-**	**89**	**768**	**25**	**883**
平成30年3月31日残高	**4,000**	**4,888**	**53,526**	**△ 2,575**	**59,839**

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	**2,473**	**△ 166**	**△ 1,109**	**1,197**	**646**	**60,800**
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						**△ 1,519**
親会社株主に帰属する当期純利益						**2,287**
自己株式の取得						**△ 189**
自己株式の処分						**303**
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	331	22	139	**494**	**21**	**515**
連結会計年度中の変動額合計	**331**	**22**	**139**	**494**	**21**	**1,398**
平成30年3月31日残高	**2,804**	**△ 143**	**△ 969**	**1,691**	**668**	**62,199**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**62,745**
現金預金	16,218
受取手形	380
電子記録債権	2,706
完成工事未収入金	31,980
未成工事支出金	10,176
材料貯蔵品	29
前払費用	196
繰延税金資産	616
未収収益	6
その他	435
固定資産	**28,247**
有形固定資産	**15,128**
建物・構築物	6,496
機械・運搬具	1,194
工具器具・備品	133
土地	6,290
リース資産	91
建設仮勘定	921
無形固定資産	**317**
借地権	37
リース資産	138
その他	141
投資その他の資産	**12,801**
投資有価証券	7,238
関係会社株式	2,060
長期貸付金	825
事業保険料	1,158
賃貸不動産	362
長期性預金	1,318
その他	156
貸倒引当金	△ 318
資産合計	**90,993**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**23,099**
支払手形	150
電子記録債務	7,466
工事未払金	6,725
短期借入金	1,422
一年内償還予定の社債	400
リース債務	97
未払金	732
未払法人税等	681
未払費用	528
未成工事受入金	2,462
預り金	183
賞与引当金	874
役員賞与引当金	96
完成工事補償引当金	47
工事損失引当金	733
設備関係電子記録債務	171
その他	325
固定負債	**6,981**
社債	2,200
長期借入金	1,713
リース債務	131
退職給付引当金	2,413
長期預り保証金	70
繰延税金負債	157
役員株式給付引当金	33
その他	259
負債合計	**30,080**
(純資産の部)	
株主資本	**58,124**
資本金	**4,000**
資本剰余金	**4,888**
資本準備金	4,645
その他資本剰余金	242
利益剰余金	**51,808**
利益準備金	908
その他利益剰余金	50,900
別途積立金	30,380
繰越利益剰余金	20,520
自己株式	**△ 2,573**
評価・換算差額等	**2,789**
その他有価証券評価差額金	**2,789**
純資産合計	**60,913**
負債純資産合計	**90,993**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**79,078**
売上原価		**68,576**
売上総利益		**10,501**
販売費及び一般管理費		**7,086**
営業利益		**3,415**
営業外収益		
受取利息配当金	196	
固定資産賃貸料	173	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	216	587
営業外費用		
支払利息	7	
固定資産賃貸費用	84	
固定資産除却損	35	
為替差損	182	
借入手数料	336	
その他	93	739
経常利益		**3,262**
特別利益		
固定資産売却益	47	
投資有価証券売却益	383	
関係会社整理損失引当金戻入額	130	
ゴルフ会員権償還益	1	
その他	9	571
特別損失		
固定資産売却損	19	
関係会社株式評価損	50	
ゴルフ会員権評価損	0	70
税引前当期純利益		**3,764**
法人税、住民税及び事業税	1,636	
法人税等調整額	△ 210	1,426
当期純利益		**2,338**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年4月1日残高	4,000	4,645	153	4,799	908	30,380	19,701	50,989
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 1,519	△ 1,519
当期純利益							2,338	2,338
自己株式の取得								
自己株式の処分			89	89				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	89	89	-	-	818	818
平成30年3月31日残高	4,000	4,645	242	4,888	908	30,380	20,520	51,808

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	△ 2,598	57,190	2,457	2,457	59,648
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 1,519			△ 1,519
当期純利益		2,338			2,338
自己株式の取得	△ 189	△ 189			△ 189
自己株式の処分	214	303			303
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			331	331	331
事業年度中の変動額合計	25	933	331	331	1,265
平成30年3月31日残高	△ 2,573	58,124	2,789	2,789	60,913

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
　取締役会　御中

平成30年5月21日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　木　智　博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柳　下　敏　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、太平電業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平電業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
　取締役会　御中

平成30年5月21日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　木　智　博　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柳　下　敏　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、太平電業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

太平電業株式会社　監査役会

常勤監査役　光富　勉　㊞

常勤監査役　小笠原　広己　㊞

社外監査役　飯島　征則　㊞

社外監査役　和田　一郎　㊞

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年６月27日（水曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

MEMO

MEMO

第78回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田神保町二丁目４番地
当社９階大会議室

電話 (03)5213−7211

会場周辺図

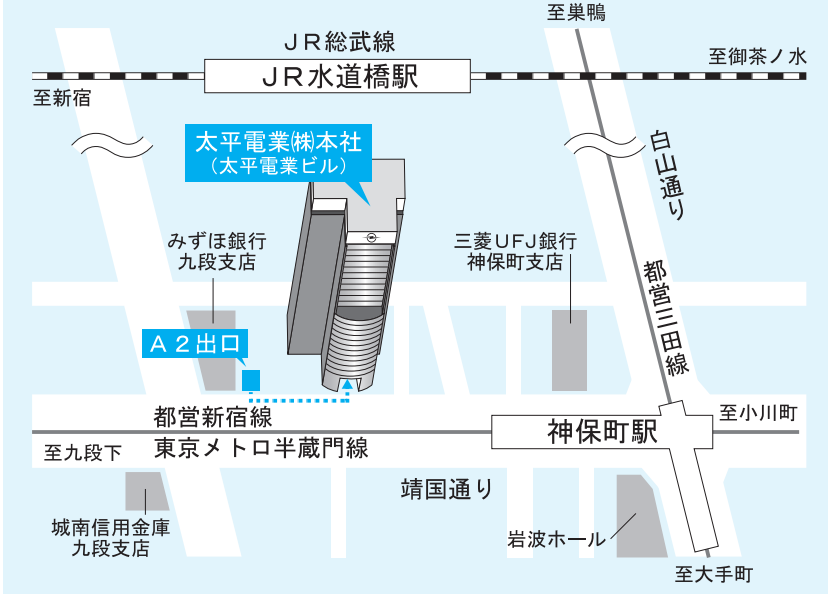

下車駅

都営三田線
都営新宿線
東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」より
徒歩約3分
（Ａ２出口を出て左すぐ）

JR総武線
「水道橋駅」より
徒歩約12分

太平電業株式会社

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915